

みさとと。Payでスマートなキャッシュレス体験を

みさとと。pay ご利用ガイド

ポイントが
たまって
お得!!

すぐに使えて
年会費・
発行手数料
無料!!

※トラベルカードは
除く

小銭いらす
で
らくらく
お支払い!!

1枚でポイントカードと電子マネーがつかえる 便利でお得な「みさとと。Pay」

ポイントカード

お買い物をするときに、カードをご提示いただくと
お買い物金額に応じてポイントがたまります。

お買い物でポイントをためる

100 100円(税抜) → 1ポイント

お買い物以外にも
ポイントがたまるチャンスがあります。

お買い物でポイントを使う

P 1ポイント → 1円

ポイントの有効期限は
最後にご利用いただいた日から1年間です。

取扱店は右の
ステッカーが
目印



電子マネー

現金チャージですぐにご利用いただけます。
お支払いをするときに、カードをご提示いただくだけで
簡単にお支払いが可能です。
お支払い金額に応じてポイントもたまります。



※チャージは1,000円単位です。
※チャージ上限は50,000円です。
ただし1回の入金上限は45,000円です。
※チャージされた金額は返金できません。
※電子マネーの有効期限は、最後にご利用いただいた日から3年間です。

残高確認方法

お買い上げレシートから電子マネー残高、ポイント
残高、有効期限をご確認いただけ
ます。電子マネーチャージ残高は
パソコン、携帯、スマートフォンから
インターネットを通じて残高照会
画面でもご確認いただけます。



2020-2-20 16:11:45 XXX2315	
電子マネー残高	2,000円
電子マネー有効期限	2023-2-20
ポイント残高	2,020P
ポイント有効期限	2021-2-20

電子マネーの残高と有効期限

ポイントの残高と有効期限

カード種類			
カード名称	レジデントカード (美郷町住民向け)	ビジネスカード (近隣者向け)	トラベルカード (観光客向け)
発行対象者	小学生以上の 美郷町住民	美郷町民 以外の方	観光客
お買い物 ポイント付与	○	○	—
行政 ポイント付与	○	—	—
電子マネーチャージ (チャージ上限額)	○ (50,000円)	○ (50,000円)	○ (50,000円)
電子マネーチャージ・ プレミアム付与	—	—	500円
カード発行費用	無料	無料	5,000円

[みさとと。Pay Q & A]

Q カードはだれでも持つことができますか？

A どなたでもお持ちいただけます。

Q 発行費や年会費はかかりますか？

A 無料でご利用いただけます。
ただし、トラベルカードは初回到5,000円で販売し、
5,500円分ご利用いただけます。

Q 現金以外(クレジットカードなど)でも チャージ可能ですか？

A 現金のみとなります。(2021年3月現在)

Q チャージ残高やポイント残高の確認はできますか？

A ステッカーのある取扱店もしくはカードご利用時の
レシートでご確認いただけます。
チャージ残高はパソコン、携帯、スマート
フォンからインターネットを通じて残高
照会画面でもご確認いただけます。



Q みさとと。Payの解約はできますか？

A チャージ残高とポイント残高が無くなったあとに
カードを廃棄してください。

Q カードを紛失した場合や汚れてしまった場合は どうすればいいですか？

A 美郷町商工会(下記)にお問い合わせください。

みさとと。Pay取扱店

Webサイトから最新の情報をご確認いただけます。

<http://misato.shoko-shimane.or.jp/>



カードに関するお問い合わせ

午前9時～午後5時迄

土・日・祝日及び年末年始(12月29日～31日・1月1日～3日)を除く

美郷町商工会

TEL.0855-75-0805

美郷版電子マネー「みさとと。Pay」利用規約

第1条(本規約の目的)

本規約は、美郷町商工会(以下、「本会」という。))が発行する「美郷版電子マネー(以下、「みさとと。Pay」という。))の利用者に提供する
取扱店におけるサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

第2条(用語の定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ以下の通りの意味を有するものとします。

- 1.「みさとと。Pay」とは、本会の発行する電子マネーに関するサービスの総称をいいます。
- 2.「みさとと。Payカード」とは、本会の発行するカードであり、みさとと。Payの残高等を記録するカードをいいます。「みさとと。Pay
レジデントカード(みさとと。Pay住民用)」「みさとと。Pay ビジネスカード(みさとと。Pay近隣用)」「みさとと。Pay トラベルカード
(みさとと。Pay観光客用)」の3種類とします。
- 3.「みさとと。Pay レジデントカード(みさとと。Pay住民用)」(以下、「レジデントカード」という。))とは、美郷町住民向けのカードをいいます。
- 4.「みさとと。Pay ビジネスカード(みさとと。Pay近隣用)」(以下、「ビジネスカード」という。))とは、美郷町近隣者向けのカードをいいます。
- 5.「みさとと。Pay トラベルカード(みさとと。Pay観光客用)」(以下、「トラベルカード」という。))とは、観光客向けのカードをいいます。
- 6.「みさとと。Pay電子マネー」とは、本会が発行したみさとと。Payカードに記録された、前払式支払手段の方法による金銭的価値を証
するものをいいます。前払式支払手段は、金融庁所管の資金決済に関する法律(以下、「資金決済法」という。))に基づいた仕組みです。
- 7.「会員」とは、本会の定める本規約に同意して、前項のカードを付与した個人また法人をいいます。
- 8.「取扱店」とは、本会の定める「美郷版電子マネー「みさとと。Pay」取扱店規約」に同意し本会に登録を申し込み、本会が審査の
うえ取扱いを承認した法人または個人で、みさとと。Payを対価に会員に商品の販売・サービスの提供を行い、その結果として本会に
対してみさとと。Pay取引による売上金額相当の精算金の売掛債権を取得するものをいいます。
- 9.「端末」とは、本会の定める仕様に合致し、カードに対してみさとと。Payの決済処理を行うことができる決済端末機をいいます。
- 10.「チャージ」とは、本会所定の方法でみさとと。Payカードにみさとと。Pay電子マネーを加算することをいいます。
- 11.「ポイント」とは、みさとと。Payまたは現金での支払金額に応じて付与する、もしくは支払に利用できるポイントのことをいいます。

第3条(取扱店でのみさとと。Payのご利用)

- 1.会員は、各取扱店でみさとと。Pay電子マネーを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の
金券類、みさとと。Pay以外の電子マネー、その他各取扱店が別途定める一部商品については、利用できません。
- 2.会員が、各取扱店でみさとと。Pay電子マネーを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、みさとと。Pay電子マネー残高
から商品等の代金相当額を差し引くことにより、金銭にて商品等購入合計額を支払う場合と同様の効果が生じるものとします。
- 3.会員は、各取扱店において、商品等の購入または提供を受ける場合、本会の定める方法により、現金その他の支払方法とみさとと。
Pay電子マネーによる支払方法を併用することができるものとします。
- 4.会員が、各取扱店において商品等の購入または提供を受ける場合に利用できるみさとと。Payカードの枚数は1枚に限るものとします。
- 5.会員は、みさとと。Pay電子マネーを利用した場合は、発行するレシートに印字されるみさとと。Pay電子マネー残高に、誤りがないかを
確認するものとします。万が一、誤りがある場合には、その場で取扱店に申し出るものとします。その場で、申し出がなされない場合
には、会員は、当該みさとと。Pay電子マネー残高について誤りがないことを了承したものとします。
- 6.利用者がみさとと。Payを利用して購入または提供を受ける商品等について、返品、瑕疵、欠陥等の取引上の問題が発生した場合は
会員と取扱店の間で解決するものとします。

第4条(みさとと。Payチャージ)

会員は、取扱店にて1,000円単位でチャージすることができます。みさとと。Payカード1枚の1回の入金上限金額は45,000円とします。
無償発行分を含めた累積保有金額の上限は50,000円とします。

第5条(みさとと。Payが利用できない場合)

- 1.会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、みさとと。Pay電子マネーを利用した商品等の購入
もしくは提供を受けること、並びにみさとと。Pay電子マネー残高の確認をすることができないことをあらかじめ承諾するものとします。
 - ①みさとと。Pay電子マネーを提供するシステムの故障、停電、天災地変その他の事由による使用不能の場合
 - ②みさとと。Payカードの破損、またはみさとと。Pay電子マネー取扱店の機器の故障、停電、天災地変その他の事由による使用不能の
場合
 - ③保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合
 - ④その他やむを得ない事情による場合
- 2.前項各号による、みさとと。Payを利用することができないことにより会員に生じた不利益または損害については、本会と会員の協議に
より本会がその責任を負うものとします。

第6条(払戻しの原則禁止)

- 1.みさとと。Payカードにチャージされた電子マネーについて、原則、払戻しはできません。
- 2.レジデントカードの場合、以下に該当する会員のやむを得ない事情により、みさとと。Payの利用が著しく困難となった場合は、例外
的に払戻しができます。
 - ①保有者が前払式支払手段を利用することができる地域から転出した場合
 - ②その他、前各号に準ずる場合
- 3.上記2項に該当する場合の払戻し手続きについては、本会にて対応いたします。

第7条(みさとと。Pay電子マネーの有効期限)

みさとと。Pay電子マネーの有効期限は、会員が取扱店でみさとと。Payを利用(残高照会、支払いまたはチャージ)した最終利用日より3
年とします。残高の有無に関わらず、有効期限を過ぎた場合は、チャージされた残高はゼロとなります。

第8条(みさとと。Pay電子マネー残高)

みさとと。Pay電子マネー残高は、加盟店アプリ、みさとと。Pay利用時のレシート及びパソコン、携帯、スマートフォンからインターネッ
トを通じて残高照会画面にて照会できるものとします。

第9条(みさとと。Pay電子マネーの合算)

会員は、みさとと。Pay電子マネーを他のみさとと。Payカードに移転することはできないものとします。

第10条(みさとと。Payサービスの利用停止)

本会は、会員が次のいずれかに該当した場合、当該会員に対して事前に通知または催告することなく、みさとと。Payサービスを停止する
ことがあります。

- ①会員が本規約に違反したとき
- ②みさとと。Payカードを偽造又は変造若しくは改ざんした場合
- ③みさとと。Payサービスを不正に使用・利用した場合
- ④会員がみさとと。Payサービスの利用者として不相当と本会が判断したとき

第11条(反社会的勢力の排除)

- 1.会員は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを本会または取扱店に対して確約し、表明する
ものとします。
 - ①暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。))が集团的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを
助長するおそれがある団体)
 - ②暴力団員(暴力団の構成員)
 - ③暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれ
があるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与
するもの)
 - ④暴力団関係企業・団体(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業・団体、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業・
団体が暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持または運営に積極的に協力しもしくは関与する企業・団体または業務の遂行
等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業・団体)
 - ⑤総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に
脅威を与える者)
 - ⑥社会運動等標ぼうゴロ(社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う

- おそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者)
- ⑦特殊知能暴力集団等(前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、もしくは暴力団との資金的なつな
がりを持ち、構造的な不正の中核となっている集団または個人)
- ⑧その他前各号に準ずるもの、および前各号の共生者
- 2.本会または取扱店は、会員が本条第1項に定める事項に違反した場合、もしくは違反しているおそれがあると本会または取扱店が
判断した場合、会員に何ら催告をせず直ちにみさとと。Payの利用を停止することができるものとし、当該みさとと。Pay残高は失効
するものとします。併せて本会または取扱店は、これにより被った損失、損害、費用等の賠償を会員に対し請求できるものとします。

第12条(みさとと。Payの終了)

本会または取扱店は、社会情勢の変化、法令の改廃その他本会または取扱店の都合により、事前に告知のうえ、みさとと。Payおよびみ
さとと。Payカード等の発行または利用を終了する場合があります。

第13条(みさとと。Payカードの紛失または汚損、破損時の再発行等)

- 1.紛失または汚損、破損によりみさとと。Payカードが利用できない場合は、本会にて再発行します。その際、紛失または汚損、破損したカードの
カード番号が把握でき、さらにカード署名者と再発行希望者の本人確認ができた場合には、みさとと。Pay電子マネー残高およびポイント
残高を再発行後のカードに引き継ぎます。
- 2.本会および取扱店は、紛失等により生じた会員への損害について、一切責任を負わないものとします。また、みさとと。Payを第三者が利用
した場合も同様とします。
- 3.本会および取扱店は、紛失等によりみさとと。Payカード内の電子マネー等残高が有効期限を過ぎたとしても、一切責任を負わないもの
とします。

第14条(みさとと。Payカードの安全管理および不正利用等への対応)

- 1.会員は、自己の責任においてみさとと。Payカードを保管し、本カードに関する情報の秘密を守るために、合理的に可能な全ての措置を
常に講じるものとします。
- 2.会員が、みさとと。Payカードを紛失、盗難等により他人に本カードが使用された場合には、会員に故意または重大な過失がある場合は、
その使用された利用金額は、会員の負担とします。
- 3.会員が、みさとと。Payカードを偽造されたことにより他人に本カードが使用された場合には、会員に故意または重大な過失がある
場合は、その使用された利用金額は、会員の負担とします。
- 4.前2号の場合において、会員に故意または重大な過失が認められない場合には、その使用された利用金額は、本会が補填します。
- 5.会員は、みさとと。Payカードを紛失または盗難に遭った場合、不正使用の可能性がある場合または本カードに関する情報が第三者に
より取得されたことが疑われる場合は、直ちに本会まで届け出るものとします。
- 6.本会がみさとと。Payカードの盗難、紛失、第三者による不正使用の発生またはそのおそれがあると判断した場合、本会は、本カードの
利用を停止することがあります。
- 7.本会は、会員に対し、みさとと。Payカードの紛失、盗難または不正使用について書面による詳細の報告を求めることがあり、この
場合には、会員は当該求めに協力するものとします。

第15条(発行制限)

トラベルカードは、当該地域の観光振興を目的とし、当該地域への観光客に発行を行います。レジデントカードやビジネスカードをお持ち
の方には発行できないものとします。

第16条(業務委託)

本会は、本規約に基づき発生する自己の業務について、その一部を第三者に委託することができるものとします。

第17条(損害賠償)

- 1.本会の責めに帰すべき事由により会員が損害を被った場合、本会の損害賠償責任の範囲は、当該事由が発生した時点において会員が
保有するみさとと。Pay電子マネーの利用可能残高に限られるものとし、間接損害、特別損害および逸失利益については予見可能性の有無
を問わず損害賠償責任を負わないものとします。但し、本会に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。
- 2.会員は、本規約に違反したことにより本会、取扱店、他の会員またはそれ以外の第三者に損害を与えたときは、その一切の損害を直ちに
賠償するものとします。

第18条(規約の変更)

- 1.本会は、本規約を変更することができるものとします。
- 2.本規約を変更する場合、本会はあらかじめ会員に対して本会所定の方法により変更内容を告知するものとします。当該告知から7日が経過
した後に、会員がみさとと。Payサービスを利用したときは、本会は会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第19条(準拠法および裁判管轄)

- 1.本規約に関する準拠法は、すべて日本国法とします。
- 2.会員と本会の間で訴訟の必要が生じた場合は、その訴額に応じ、本会の所在地を管轄する裁判所を簡易裁判所もしくは地方裁判所をもって
第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第20条(ご相談窓口と残高照会画面)

みさとと。Payサービスに関するご質問又はご相談は、本会のホームページをご参照いただくか、下記までご連絡ください。

・美郷町商工会

〒699-4621 島根県邑智郡美郷町粕刈400番地7

(お問合せ先番号) T E L:0855-75-0805

受付時間:土・日・祝日及び年末年始(12月29日～31日・1月1日～3日)を除く平日の午前9時～午後5時

附 則

この規約は、令和3年2月1日から実施する。

附 則

この規約の一部改正は、令和3年3月1日から実施する。

美郷版電子マネー「みさとと。Pay」ポイント規定

第1条(みさとと。Payポイントの定義)

みさとと。Payポイントとは、本会が提供するみさとと。Payの取扱店にて電子マネーまたは現金で買い物した際等に付与されるポイ
ントのことをいいます。レジデントカードとビジネスカードのみ、ポイントが付与されます。トラベルカードにはポイントは付与されません。

第2条(ポイントの利用)

- 1.取扱店において商品あるいはサービスの提供等を受け、カードを提示することにより、カードには原則としてお買上げ金額100円(税抜)
毎に1ポイント以上の倍率でポイントがつくものとします。
- 2.会員はいつでもカードに蓄積されたポイント数に応じて、1ポイント1円相当として取扱店等にて商品の購入あるいはサービスの提供等を
受けることができます。
- 3.カードあるいはカードに蓄積されたポイント数と現金との引き換えはできません。
- 4.ポイントの有効期限は、会員が取扱店でポイント付与されるまたはポイントを利用した最終利用日(残高照会、支払いまたはチャージ、ポイ
ント付与)より1年とします。ポイント数の有無に関わらず、有効期限を過ぎた場合はゼロとなります。

第3条(規定の変更)

- 1.本会は、本規定を変更することができるものとします。
- 2.本規定を変更する場合、本会はあらかじめ会員に対して本会所定の方法により変更内容を告知するものとします。当該告知後、会員がみさ
とと。Payサービスを利用したときは、本会は会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

附 則

この規定は、令和3年2月1日から実施する。

附 則

この規定の一部改正は、令和3年3月1日から実施する。